

発議案第3号

富津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び富津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年2月25日

提出者 富津市議会議員 福原敏夫

賛成者 同 渡辺務

同 高梨良勝

同 鈴木幹雄

同 永井庄一郎

同 岩本朗

同 松原和江

富津市議会議長 平野明彦様

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が施行されたことに伴い、委員の選任方法、在任期間等に関する事項が条例に委任されたため、条例の一部を改正するものである。

富津市議会委員会条例の一部を改正する条例

富津市議会委員会条例（昭和62年富津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。